

静岡県循環器病対策推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 「健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法」(平成30年12月14日法律第105号)第11条に規定する本県の循環器病対策の推進に関する計画である「静岡県循環器病対策推進計画」(以下「計画」という。)の策定、推進等に当たり、必要な事項を検討するため、「静岡県循環器病対策推進協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 静岡県循環器病対策推進計画の策定、進行管理、評価及び見直しに関すること。
- (2) (1)に基づく循環器病対策に関すること。
- (3) その他循環器病対策に必要な事項に関すること。

(組織等)

第3条 協議会の委員は、循環器病患者及び循環器病患者であった者並びにこれらの者の家族又は遺族を代表する者、救急業務に従事する者、循環器病に係る保健、医療、又は福祉の業務に従事する者、学識経験のある者その他必要と認める者のうちから、静岡県知事(以下「知事」という。)が選任する。

- 2 協議会には、会長1名及び副会長1名を置く。
- 3 会長は、委員の中から互選するものとし、副会長は、会長が指名する。
- 4 会長は、協議会の会務を総理し、会議の議長となる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は委嘱日から翌年度の3月31日までとし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じたときは、速やかに補充するものとし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(職務及び運営)

第5条 協議会は、会長と協議の上、必要に応じて知事が招集する。

- 2 会長が必要と認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聞くことができる。
- 3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 委員(会長及び副会長を除く。)は、やむを得ない事由があるときは、当該委員が適當と認める者を代理委員に選任し、協議会に出席させることができる。この場合において、前2項中「委員」とあるのは「委員(代理委員を含む。)」と読み替えるものとする。

(部会の設置)

- 第6条 協議会に、より専門的な事項を協議するための部会を設置する。
- 2 部会は「脳卒中部会」及び「心血管疾患部会」とし、必要に応じて、協議会の議決により、これら以外の部会を置くことができる。
- 3 部会の委員は、知事が選任する。
- 4 部会に部会長を置き、部会長は、その部会に属する委員の互選により定める。
- 5 前2項に定めるもののほか、部会の運営等に関し必要な事項は、各部会の要領で定める。

(庶務)

第7条 協議会及び部会の庶務は、健康福祉部医療局疾病対策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会の議決により、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年1月20日から施行する。